

第4回定例会

12月3日～12日(10日間)

町長から提案された条例の新規制定・一部改正、補正予算、教育委員の選任を初めとした人事案件、指定管理者の指定など18議案を慎重に審議し、全て原案のとおり可決しました。
一般質問は14議員が行い、さまざまな角度から町の姿勢をただしました。
また、町民から出された請願・陳情を、関係する常任委員会に付託して審査しました。

条例改正

9月議会で制定された「債権管理条例」の「専決処分」について定めた条項が削除されました

本来議会からの提案により規定することが望ましい内容でしたが、町長からの提案、たつたため削除されました。

地方税法の改正に伴い、「国民健康保険税条例」が改正されました

上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴うものなどが主な内容です。

後期高齢者医療の延滞金の利率が引き下げられます

平成26年中は、1カ月を経過する日までは年4.3%が3.0%に、それ以降は年14.6%が9.3%になります。

たとえば東電の場合...

今までは 820 円 (年額)

↓
平成 26 年 4 月からは
1500 円 (年額)

町の収入は
UP



「使用料条例」を制定

(平成 26 年 4 月 1 日から施行)

原案可決 (賛成全員)

今まで玉村町は、道水路以外の行政財産(町有地)に設置されている電柱等についても、「玉村町道路路占用料徴収条例」に準じた額で徴収していました。

現在、町有地に設置されている電柱等は約340本あります。町有地には、役場庁舎や文化センター・学校・幼稚園・保育所・児童館・消防署・町営住宅・ごみステーションなどがありますが、その中に設置されている電柱については、本条例制定後、一般家庭と同額の使用料1500円を徴収することができるようになります。

(東京電力及びNTTとは交渉済みです。)

ほか、自動販売機等についても、各施設の管理条例に規定されていない場合は、本条例に基づき料金を徴収します。

Q この条例を制定すれば、当面はこれで対処できるという考えでよいか。

A 本条例を制定すれば、玉村町の全ての行政財産が網羅できるという考えで策定したいということである。

道水路以外の町有地に設置されている電柱は

一般家庭と同額の使用料を徴収

「玉村町行政財産

総務常任委員会
主な質疑

Q 東京電力の電柱にはNTTが絡んでいるが、この場合どちらから徴収するのか。

A その電柱を所有しているほうに使用料を支払っていただく。対象となるのは、電柱本体の所有者である。

Q 事実上値上げと解釈しているのか。町の財政が逼迫していることが理由なのか。

A 値上げではなく、適正な料金をいただくということである。道水路以外の町有地に設置されている電柱には、一般家庭等と同額の使用料1500円を適用したい。ただし、道水路については、今後も道路占用料徴収条例等で規定している820円（東電の場合）のままである。

文化センターの敷地内に
設置された電柱

Q 他市町村の状況は、どのようになっているのか。

A ほとんどの自治体において制定されている。

災害対策基本法の改正に伴い、「防災会議条例」と「災害対策本部条例」が改正されました

防災会議と災害対策本部の役割を見直し、明確化が図られました。構成する委員には、自主防災組織を構成する人、学識経験のある人などが追加されました。また、玉村町水防協議会を防災会議へ統合することにより、防災事務の一元化を図っています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い、町の条例も改正されました

一般廃棄物の処分業の許可申請に係る法律の条項が相違したため、改められました。

下水道事業受益者負担金の延滞金の利率が引き下げられます

平成26年中は、1カ月を経過する日までは年7・25%が3・0%に、それ以降は年14・5%が9・25%になります。

全て原案可決（賛成全員）